

平成18年度 横浜国立大学法科大学院入学試験 (A日程)
小論文試験試験問題 (試験時間 13:00~16:00)

問題1 以下の文章を読み、設問に答えなさい。

(注)著作権法等の配慮により問題文は割愛します。

なお、問題文は、次の文献から引用しております。

『環境問題を哲学する』笹澤豊 著 (2003年 藤原書店)
26ページ1行目(表題除く) ~ 30ページ最終行

問1 「欲求の体系」を支配する原理を明らかにし、ヘーゲルの時代、現代のそれぞれにおいて、その原理がどのように働いているかを説明しなさい。(300字程度)

問2 空白部分を埋めるのにふさわしいように、国家のいかなるふるまいが、なぜ「墓穴を掘るふるまい」であるのかをわかりやすく説明しなさい。(200字程度)

(附記) 空白部分は以下のとおり。

30ページ12行目6文字目 ~ 13行目28文字目まで (句読点含む)

問3 著者が指摘するような状況を踏まえて「既に国家の役割は終了した、国家は消滅すべきである」と主張する見解がある。国家の消滅がもたらす具体的な影響に言及しながら、この主張に対する自らの考えを述べなさい。(300字程度)

問題2 以下のAからEの段落からなる文章を読み、質問に答えなさい。

私はまず法律の歴史の上に現れたいろいろの「嘘」を二、三例示したいと思う。そうしてその「嘘」が實際上いかなる働きをしたかを考えてみたいと思います。

(中略)

(A) 大岡越前守の裁判は、なにゆえに人情の機微をうがった名裁判だといわれるのであろうか。一言にしていうと、それは「嘘」を上手につきえたためだ、と私は答えると思います。嘘は善いことだとか、悪いことだとかいう論はしばらく別として、大岡越前守が嘘つきの名人であったことは事実です。そうして上手に嘘をつきえてほめられた人です。大岡政談を読んでごらんください。当時の法律は、いかにも厳格な動きのとれないやかましいものであった。それをピシピシ厳格に適用すれば、万人を戦慄せしめるに足るだけの法律であった。しかも当時の裁判官はお上の命令であるところの法律をみだりに伸縮して取り扱うことはできぬ。法律は動くべからざるもの、動かすべからざるものであった。この法律のもとで、人情に合致した人間味のある裁判をやることはきわめて困難な事柄です。しかも大岡越前守はそれをあえてしたのです。しかも免職にもならず、世の中の人々にも賞められながら、それをやりえたのです。

しからばどうしてそれをやりえたか。その方法は「嘘」です。当時の「法律」は厳格で動かすことができなかつた。法を動かして人情に適合することは不可能であった。そこで大岡越前守は、「事実」を動かすことを考えたのです。ある「事実」があつたということになれば「法律上」必ずこれを罰せねばならぬ。さらばといって罰すれば人情にはずれる。その際裁判官の採りうべき唯一の手段は「嘘」です。あつた「事実」をなかつたといい、なかつた「事実」をあつたというよりほかに方法はないのです。そうして大岡越前守は実にそれを上手にやりえた人です。

(中略)

(B) またわれわれは、徳川時代の御目付役は「見て見ぬふりをする」をもって大切な心得としていたということを聞きます。合理的にやかましくいえば、いやしくも犯罪を発見した以上、御目付役としてはすべてこれを起訴せねばならぬわけです。ところが、それを一々起訴すればかえって世人は承知しない。その結果「見て見ぬふりをする」すなわち「嘘をつく」をもって御目付役の美德(?)とされていたものです。ところがこの同じ事はひとり旧幕時代のみに限らず明治、大正の世の中にも行われている。刑事訴訟法が今年改正になりました。その以前には明らかな規定がなかつたにかかわらず、学者の多数はいわゆる「便宜主義」(Opportunitätsprinzip)と称して、犯罪を起訴するや否やは検事の自由裁量に一任されているものだと主張し、司法官もまたその考えを実行していたのです。「便宜主義」と名をつければいかにもいかめしくなるが、実

